第5章 文化財の保存・活用に関する事項

1. 市全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現状と今後の方針

本市には、重要文化財(建造物) 1件、天然記念物 6件(秋田犬・声良鶏・比内鶏は、管理者秋田県)、登録有形文化財(建造物) 1件、県指定有形文化財(建造物) 2件、県指定名勝 1件、県指定史跡 3件、県指定天然記念物 1件、県指定有形文化財(美術工芸品など) 9件、そのほか市指定文化財が 45件存在する。

あきたいぬ こえよしどり ひないどり

本市では、平成28年(2016)4月に「第二次新大館市総合計画」を策定し、当市が目指す将来像を「匠と歴史を伝承し、誇りと宝を力に変えていく『未来創造都市』」と定め、先人から受け継いだ多くの文化財を市民の誇りと力に変えてゆく取り組みを掲げている。

大館市が誇るべき財産である文化財を未来に伝えることは重要な責務であるが、さらにその価値を高め、認知度を向上させるために、webサイトを使った市内外への情報発信や活用のための公開などについても重点的に検討しなければならない。

文化財の案内標識や説明板などについては、文化財保護部局のほかに観光関連の部局や団体などがそれぞれに取り組んできたため、デザインや記述に不統一な側面もあり、老朽化が進むと景観を阻害する傾向がある。今後は、歴史をめぐるまち歩きルートの設定とともに、標識などのデザインを統一し、QRコードを使ってスマートフォンで画像や情報を提供するなど、積極的な情報発信を展開していく。

また、各地域の住民が、地元の文化財や歴史を受け継ぎ、誇りを持って来訪者に説明(自慢)できるような取り組みを継続できる仕組み作りが必要と考える。

市内の各文化財に関しての保存及び活用の現状と今後の方針は以下の通りである。

〇重要文化財(建造物) 大館八幡神社

保存管理計画などは策定されていない。重要文化財となっている2社の状態は良好であるが、 覆屋は築50年を超えて雨漏りなどの支障が出始めている。今後、管理者と市、県、国で協議を 重ね、重要文化財本体の保護とともに、公開など、活用の幅が広がるような取り組みを行う。

〇県指定史跡

矢石館遺跡と矢立廃寺跡は、土地所有者や地域の協力により草刈りや維持管理が続けられている。また、安藤 昌 益墓については、地域をあげて案内板の設置などに取り組んでおり、教育の場としても活用されている。

〇県指定有形文化財(建造物・名勝)

とりがた

県指定文化財となっている。鳥潟会館及び庭園は、市の管理のもと現在維持管理計画策定のための調査を継続し、将来の重要文化財指定を視野に入れた取り組みを進めている。

ほくろく

また、北鹿ハリストス正教会聖堂については、管理者の努力と周囲の応援により、良好な形で保存されてきた。聖堂内には、市の文化財に指定されている19点のイコンがあり、経年劣化が心配されているため、修復も含めて長期的な取り組みが必要である。

〇天然記念物

管理者が秋田県となっている秋田犬、声良鶏、比内鶏は、保存会が当市に所在することから、 大切な市の文化財としての保護と活用を図る取り組みが続けられてきた。また、当市の管理と なっている長 走 風穴高山植物群落は指定から90年、芝谷地湿原植物群落については指定から 80年を迎え、周囲の環境整備とともに子供たちの学習の場として活用する取り組みが長い間続けられ、当市の観光名所になっている。一方、ニホンザリガニの南限生息地については、繁殖や定着に向けての長期的な取り組みが始まっている。

〇市指定民俗文化財

地域に根付く伝統行事などの無形民俗文化財は、大館市郷土芸能保存協会を通じて担い手の 育成を視野に入れた支援を続けている。少子高齢化の進行とともに、後継者不足は加速傾向に あり、より広域的に支援者や後継者を募り、将来につなげる仕組み作りが急務となっている。

〇未指定の文化財

未指定の文化財は、これまでの調査研究を生かしつつ、現状と実態の把握に努め、収集した 情報をデータベース化する。文化財指定がふさわしいと判断されたものについては、市の指定 に向けて取り組む。また、国の登録有形文化財への登録についても検討を行う。

古くからの料亭や屋敷、農家などの歴史的な建造物は、所有者の高齢化が進み、さらに後継者がいないため空き家になるケースが増えていることから、以前に行われた調査の結果を活用しながら、築年数や間取りなどの調査を行う。

祭礼や伝統行事などの無形民俗文化財については、少子高齢化の影響を受けて継続することが困難な状態が増えていることから、次世代に伝えるための調査・記録保存を継続する。

(2) 文化財の維持・修理に関する方針

指定文化財を維持するための修理及び整理にあたっては、これまで同様、法令等に基づき適切な対応をする。

指定文化財の修理は、文化財保護法・秋田県文化財保護条例・大館市文化財保護条例に基づくとともに、文化庁・秋田県教育委員会・大館市文化財保護審議会など関連機関の指導を受け

つつ、適切な修理が行われるように 対処する。また、所有者や管理者の 財政的な負担を考慮し、修理事業等 の支援や各種財団等の補助制度を積 極的に活用するよう助言を行う。

大規模修繕等を実施する場合は、 できるだけ工事現場を公開して、修 理の材料や過程、伝統技法に対する 理解を深めるような催しを積極的に 実施する。



県指定有形文化財「鳥潟会館」

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

本市では、大館郷土博物館が文化財を展示・活用する施設となっている。この施設は、閉校となった県立高校の校舎を活用して平成8年(1996)にオープンしたものだが、開館から20年が経過し、施設の老朽化や収蔵施設の不足、耐震上の安全性・バリアフリー対応などの課題が山積しているため、改修や改築を含めて、今後の方向を検討する必要がある。

また、市内にある多くの文化財について、より効果的に情報発信するため、文化財関係団体や観光部門と連携し、市内統一デザインの説明板や案内板、誘導サインなどの設置を推進する。さらに点在する文化財をつなぐまち歩きルートの設定やその周辺の環境整備として駐車場やトイレなどの設置・改修を行い、文化財の活用を促進する。



長走風穴館

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財は、それ単体で存在しているわけではなく、地域の歴史と環境が結びついて今日まで 残されてきたものである。そのため、文化財周辺の景観を阻害する要素を取り除くなどの改善 を推進するとともに、周辺に公共施設を整備する場合や、劣化により機能を発揮できなくなっ たものを再整備する際には、文化財や周辺の環境と調和の取れたものとする。

(5) 文化財の防災に関する方針

火災や地震などの災害による文化財の損失を防ぐために、個別の有形文化財ごとに防災対策 を検討するなど、被災の予防やリスクの軽減を図ることが求められる。

火災に関しては、発生しないための予防対策の徹底と、発生した際の早期発見・初期消火・延焼防止といった迅速な消火体制の確保や、万が一の火災発生時には迅速に対応できるように 日頃から防災教育、訓練に取り組む必要がある。

予防対策は、消防法で義務付けられている自動火災報知機や消火設備などの設置とともに、 文化財を保存するうえで必要と考えられる防火設備の設置を推奨する。

文化財防火デーでは、大館八幡神社を主会場として、消防署・地元消防団・自主防災組織・神社関係者・近隣のこども園などが連携して消火訓練や避難訓練を実施し、万が一の火災発生時に迅速な行動がとれるように取り組んでいる。また、同じ日に市内の文化財(建造物)の管理状況を視察するなどして、文化財所有者・管理者の防火意識を高めるとともに、多くの市民に文化財保護の思想を啓蒙すべく取り組みを続ける。



県指定有形文化財「北鹿ハリストス正教会聖堂」

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

本市は、昭和 53 年(1978)から平成 2 年(1990)にかけて大館市史(全6巻)を刊行し、その後、編入合併となった比内町では昭和 62 年(1987)に、田代町では平成 14 年(2002)にそれぞれ町史を刊行している。また、平成 4 年(1992)には「大館の歴史」、平成 20 年(2008)には「比内の歴史」を刊行し、市の歴史や文化財への関心を深める取り組みを行ってきた。

また、小中学校には、本市の歴史をまとめた社会科副読本を配布してふるさと学習に取り入れているほか、それぞれの学校では地元学区の特色ある文化的財産を取り入れた「ふるさとキャリア教育」を実践し、子供達にふるさとの歴史と文化を伝える取り組みを行っている。

平成24年(2012)には、全市に点在する文化財を網羅した「文化財マップ」を作成するとともに、そのデータをホームページで紹介するなど、普及活動に力を入れてきた。また、文化財関係施設では、定期的なガイドツアーなどを行い、文化財への理解を深める機会を提供している。

これまでの活動とあわせて、統一デザインの案内板やパンフレットなどの作成に取り組むほか、歴史案内人の育成や、講演会・シンポジウムなどを開催し、文化財の保護と活用の意識を 高めるための事業に取り組む。

また、それぞれの地域に残る文化財を結び付けるストーリーとして歴史的風致を生かし、文化財をめぐるまち歩きルートを市民とともに設定するなど、文化財を通じて地元に誇りと自信を持てるような事業に取り組む。

文化財保存団体や伝統芸能などへの助成は引き続き行い、市民の自主的な活動が活発化するよう積極的に支援する。近年は、少子高齢化の影響により、伝統芸能の後継者不足や団体を構成する人員の不足などの課題が発生しているが、様々な面での支援を行い、参加者のすそ野を広げ、無形文化財を受け継ぐ活動が郷土の誇りの醸成につながるように取り組む必要がある。



社会科副読本・文化財マップ

(7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針

本市における「周知の埋蔵文化財包蔵地」は、290 カ所存在する。これらは地域の歴史を語る重要な歴史的資料であり、文化財保護法に基づく保護が求められる。

本市では、「大館市遺跡地図」を作成し関係部署に配布するとともに、ホームページに掲載して誰でも確認できるように情報提供している。

「周知の埋蔵文化財包蔵地」において土木工事などを行う際の届け出や、それ以外の場所で 遺跡が発見された場合の届け出などについて、その義務を周知するとともに、秋田県教育委員 会の指導を仰ぎながら、開発に係る事業者などと十分な協議のうえ、その保存を図る。

(8) 文化財の保存・活用に係る大館市教育委員会の体制に関する方針

本市では、文化財に関わる業務については歴史文化課の企画博物係と埋蔵文化財係が担当している。職員は、主として埋蔵文化財とそのほかの文化財の保護の担当に分けられる。歴史文化課では、大館郷土博物館に、先人が歩んできた自然・産業・歴史・美術工芸などの分野について展示公開しているほか、発掘調査で出土した遺物をはじめ、文書などの歴史・民俗・美術資料の収集・整理・保存・保管を行っている。

また、文化財行政に関わる教育委員会の諮問機関として、文化財保護法第 190 条第 1 項及び 大館市文化財保護条例に基づき、大館市文化財保護審議会が設置されている。大館市文化財保 護審議会は、15 人以内の委員で組織され、現在は学識経験者などで構成されている。歴史的風 致を維持向上するうえで、未指定文化財を市の文化財に指定するなどの際には、大館市文化財 保護審議会に諮り指定する。

(9) 文化財の保存・活用に関わる住民やNPOなど関係団体の状況及び今後の体制整備 に関する方針

本市の文化財を保存・活用していくためには、行政機関だけで取り組むことは難しく、所有者のみならず地域において文化財の保存・活用に取り組んでいる団体と連携することは必要不可欠である。

本市において文化財の保存・活用に関わる団体は、現在下記に示す団体であり、それぞれが 文化財の調査や情報発信、無形民俗文化財を保護・伝承する活動などに取り組んでいる。これ らの活動団体と連携して保存・活用を図るため、担い手の育成や協力者の拡大、財政支援、助 言を継続的に行っていく。

また、近年は文化財ガイドの需要も増えているが、現在の体制では対応しきれないため、それぞれの文化財や地域の歴史案内人を養成するとともに、案内人が相互に交流できる団体の立ち上げを図る。

〇団体一覧

- 大館市文化財保護協会
- 北羽歷史研究会
- ・大館市の先人を顕彰する会
- · 大館市郷土芸能保存協会

(川口獅子踊り保存会、大館ばやし保存会、代野番楽保存会、粕田獅子踊り保存会、松木獅子踊り保存会、カラカランズ保存会、大館民謡研究会、白沢獅子踊り保存会、池内獅子舞保存会、松原獅子踊り保存会、粕田酒こし舞保存会、山田獅子踊り保存会、蛭沢獅子舞保存会、大葛金山民俗芸能保存会、中野七夕保存会)

- 独鈷囃子保存会
- 扇田民芸振興会
- ・そのほか各地域に残る文化財や郷土芸能を守る活動を続けている団体

2. 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現状と今後の具体的な計画

おうろかん

重点区域内には、重要文化財大館八幡神社(建造物)が1件、登録有形文化財桜櫓館(建造物)が1件、県指定文化財2件、市指定文化財が7件、合計11件の指定文化財等が存在する。これらの指定文化財等は、文化財保護法や大館市文化財保護条例のほか、関連法令に基づき、これまで保護のための措置が講じられてきた。

これらのほかに、歴史的風致を形成する未指定の建造物などを幅広く調査し、文化財をその周辺環境まで含めて総合的に保存し、活用を進めていく。

〇重要文化財 大館八幡神社

大館八幡神社は、老朽化した覆屋を改修し、重要文化財の本殿をより安全に保存するととも に、積極的に学習や見学に活用できるよう配慮する。

〇登録有形文化財 桜櫓館

現在、所有者個人の努力により維持、保存されている。今後、隣接する公園エリアと合わせて有効な活用方法を模索する必要がある。所有者個人による保存には限界があるため、将来的に周辺エリアとともに有効に保存・活用できる体制を検討する。

〇未指定の有形文化財

神社仏閣が所有する文化財や、旧料亭・個人宅などの持つ歴史的価値を再調査し、管理者の 理解を得ながら、文化財(歴史的建造物、登録有形文化財、市指定文化財)に登録・指定する方 向で取り組む。

〇無形民俗文化財

大館神明社例祭は、神明社の御神輿のほか、各講が奉納する山車やおみこし、大館囃子が渾然一体となった伝統行事である。神明社氏子会・大館ばやし保存会・各講で構成する例祭余興奉納実行委員会が、連携して継承する必要がある。

また、下町に残る「カラカランズ」の継承と、現在は活動を休止している谷地町獅子舞や下町獅子舞の記録を保存し、再び取り組む機運が高まった時には、その取り組みに対応できるように備える必要がある。

(2) 文化財の整備・修繕に関する具体的な計画

重点区域内においては、重要文化財大館八幡神社 の覆屋の整備を行う。

重要文化財である本殿2社(正八幡宮・若宮八幡宮) については、保存状態がおおむね良好であるが、覆屋は 建設から50年以上経過し、屋根に雨漏りが発生するな ど老朽化が心配される。また、防火・防災の体制が十分 でないため、将来にわたって重要文化財を保全できるよ うな覆屋を整備する必要がある。あわせて、できるだけ 安全に重要文化財を公開できるよう構造に配慮する必 要がある。そのために、管理者・国(文化庁)・県・市の 連携や協議により、具体的な取り組みの体制をつくる。

登録有形文化財の桜櫓館は、大館城跡周辺の整備とあわせて、より有効な活用ができるような体制づくりに取り組む。



重要文化財「大館八幡神社」 本殿 2 社を保護する覆屋

そのほか、未指定の建造物等についても、所有者、管理者の協力を得ながら、できるだけ文 化財として保存する方向で取り組む。

(3) 文化財の活用・教育普及のための施設に関する具体的な計画

現在、重点区域内には、文化財の保存や紹介・情報発信をする施設が存在しないため、空き 店舗などの既存の施設の利活用を含めて、設置に向けて積極的な検討を行う。

文化財の案内板は、関係機関と連携しながら統一デザインのものに更新するとともに、スマートフォンなどを活用して情報を提供できるシステムの構築を検討する。

重点区域内にいくつかの「まち歩きモデルルート」を設定するとともに、歴史案内人の養成を行う。ルート沿線の公共施設を結び、まち歩きの拠点や来訪者の便益施設として活用できるよう整備を検討する。



城下町を巡る親子歴まち散歩の風景

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

建造物や遺跡などの文化財を取り巻く環境を守るためには、その景観の保全が大切である。

重点区域内の指定文化財及び歴史的価値の高い建造物が分布する周辺地域については、文化 財を核としてその周辺環境を一体的に保存するために、市独自の景観条例の制定や景観計画の 策定を目指す。

登録有形文化財の桜櫓館は、所有者の努力により維持されているが、かつて曳家された際の 影響やその後の老朽化を鑑み、今後の活用には耐震調査等を行う必要がある。さらに、隣接す る市庁舎の建て替え時に桂城公園とあわせて周辺の景観に配慮した整備を行う必要がある。



景観に配慮した公園の整備を目指す

(5) 文化財の防災に関する具体的な計画

毎年1月26日の文化財防火デーに合わせ、大館市教育委員会と大館市消防本部・消防団が連携し、重要文化財の大館八幡神社で消火訓練を行う。文化財の防火対策として、消防法で義務付けられている自動火災報知機や消火設備等を設置するとともに、文化財を保存するうえで必要と考えられる防火設備の設置を推奨する。



重要文化財「大館八幡神社」 地元住民によるパケツリレー

(6) 文化財の継承・啓発に関する具体的な計画

重点区域内において、文化財の普及啓発に関する取り組みを積極的に行う。

文化財のパンフレットやマップ・ホームページ、案内板や説明板を充実させ、来訪者へのPRと利便性を向上させる。

文化財の案内人を養成し、来訪者への案内解説はもとより、児童生徒への「郷土の歴史の授業」にも対応できるようにする。また、以前より配布している小中学校への社会科副読本「私たちの大館市」を新たな観点で編集し活用するとともに、それぞれの地域に合わせたガイドブックの作成を検討する。

また、文化財を活用したイベントや講演会などの歴史に親しむ企画を進め、広く周知啓発を図る。







伝統行事の紹介パンフレット

(7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する具体的な計画

市内で現在確認されている「周知の埋蔵文化財包蔵地」全 290 カ所のうち、重点区域内に存在するものは大館城跡、土飛山館跡、金坂遺跡の3カ所である。これらは大館市の歴史上重要な遺跡であり、特に大館城跡は重点区域内の城下町に関連が深く、慎重な対応が必要である。

埋蔵文化財の取り扱いについては、法に則り適切な処理を行う。

「周知の埋蔵文化財包蔵地」において 開発計画等を実施する場合は、事前の協議 を徹底し、試掘調査等により、本発掘調査 の必要性を確認する。本調査実施の際は、 開発事業者と費用及び時期等について協 議し、調査を行うこととする。調査にあた っては、秋田県教育委員会の助言・指示を 得て、適切な保護措置を行う。



新庁舎建設予定地の発掘調査風景

(8) 文化財の保存・活用に関わる住民やNPOなど各種団体の状況及び今後の体制整備 の具体的な計画

重点区域内において活動している団体には、「大館市文化財保護協会」「北羽歴史研究会」「大館ばやし保存会」「大館市郷土芸能保存協会」「カラカランズ保存会」「大館神明社例祭余興奉納実行委員会」などがある。また、各地域の町内会や氏子、講など、様々な団体が存在しており、それぞれが活発な活動を行っている。文化財の保護や歴史的風致の維持向上には、これらの団体と連携することが重要である。様々な機会をとらえ、その活動に対して助成や支援を行っていく。